

第11回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

1 開催日時 平成23年2月10日(木)午後2時から

2 開催場所 熊谷市役所議会棟第4委員会室

3 会議の内容

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

1) 入札契約手続きの運用状況の報告

2) 抽出事案の審議

市長部局

- ・ 一般競争入札 3件／対象案件 49件
- ・ 指名競争入札 3件／対象案件 57件
- ・ 随意契約 1件／対象案件 4件

水道部

- ・ 一般競争入札 1件／対象案件 35件
- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 17件
- ・ 随意契約 1件／対象案件 3件

(4) 閉会

定例会議議事録

1 入札契約手続きの運用状況の報告

平成22年8月1日から平成22年12月31日までに発注した設計金額250万円以上の案件について、資料1に基づき報告した。

【質疑応答】

委員：今回、設計価格が1億円以上の土木工事が何件か見受けられるが、前回の審議にはそうした大きな工事はなかった。例年同規模の工事はあるのか。

事務局：今回、設計価格1億円以上を越える下水道工事が4件あります。市の工事予算は前年度に比較して減少していますが、下水道工事は計画的に整備しているため、同規模の工事は発注されています。

担当課：これらの工事は、製品1個10トンあるボックスカルバートを布設する大規模な工事で、設計価格1億円以上の工事が多くなっています。

2 抽出事案の審議

【市長部局】

事案① 熊谷第2処理分区管渠止水工事（筑波・銀座）〔一般競争入札〕

事案② 熊谷さくら運動公園自由広場整備工事〔一般競争入札〕

事案③ H22熊谷第1処理分区北原幹線下水道工事及び配水管移設工事〔一般競争入札・総合評価方式〕

事案④ 下川原地下道冠水検知システム設置工事〔指名競争入札〕

事案⑤ 熊谷市立第一水光園乾燥焼却炉室屋根塗装改修工事〔指名競争入札〕

事案⑥ 防災行政用無線受信所設置工事〔随意契約〕

事案⑦ 熊谷市立中条中学校ほか2校屋内運動場建築工事地質調査委託〔指名競争入札〕

【水道部】

事案⑧ 宮前町・河原町地内配水管改良工事〔一般競争入札〕

事案⑨ H22元荒川第1処理分区下水道工事(第2工区)に伴う配水管移設工事〔指名競争入札〕

事案⑩ 東部浄水場N0.1配水池流入電動弁設置工事〔随意契約〕

【質疑応答】

委員：事案①、②とも発注級区分はBランクであるものの、Aランクまで拡大した案件であるが、その結果受注した業者のランクはどうであるか。

事務局：事案①の受注者はAランク、事案②の受注者はBランクになります。

委員：事案②の入札を辞退している業者Aは、事案③においても辞退している。また資料1を見ると、設計価格1億円以上の下水道工事を事案②の開札日以前

に受注している。こうした理由から辞退しているのか。

事務局：事案②は、土木工事ではなくフェンス工事を主体とするとび・土工工事での発注であり、業者Aは、とび・土工工事においてはBランクに登録され、これまでの実績を見るとフェンス工事を専門としている会社ではありません。参加申請はしたものの工事内容から判断して辞退したものと思われます。

委員：事案③の入札結果表にある『採用価格』とは何か。

事務局：総合評価方式においては、最低制限価格ではなく調査基準価格を採用していますが、入札価格が低くなればなるほど評価値が高くなることを防ぐ目的により、入札価格が調査基準価格を下回った場合、入札価格ではなく調査基準価格にて評価値を算出することになっています。これを熊谷市独自に採用価格と表現しています。

なお、結果的にその者が落札した場合は、入札価格で契約を締結することになります。

委員：事案③の参加者数は7社と少ないが、資格要件が他の事案と比較し厳しいと思われる。想定していた有資格者は何社か。また総合評価方式の今後の方針はあるか。

事務局：有資格者は15社になります。国、県の方針に併せ、総合評価方式は今後より増加していくと見込んでいます。

委員：国や県の総合評価方式の採用状況はどうか。

事務局：埼玉県は設計価格1000万円以上の工事に採用、国もほとんどの建設工事で採用しているようです。

委員：事案②に参加し、加算点が最高点11点の半分である5.5点のB社は、資料1で抽出案件となっていない設計価格1億円を超える下水道工事を受注し、おそらくそれなりに工事は執行され、合格するのだろうと思われる。こうなると同規模の工事で、総合評価方式を採用することの意義はどこにあるかとなってくる。総合評価方式によらない過去の工事成績評定の結果は総合評価において反映されるのか。

事務局：過去2カ年分の同種の工事成績評定の平均値で評価します。配点は平均80点以上が2点、78点以上80点未満が1.5点、75点以上78点未満が1点、75点未満が0点としています。

委員：最高で2点では少ないように感じる。総合評価方式によらない工事でも良い成績である業者に有利になるよう配点に配慮できればと思う。

委員：工事成績評定で80点を取った工事は耐用年数が50年、70点では40年とか、工事成績評定の結果がそうしたことに反映するか。

事務局：現在の工事成績評定は、完成品に対してだけでなく、工程管理や安全管理といった施工過程をメインに評価することになっています。

委員：熊谷市では総合評価方式の採用基準はないと、以前聞いたことがあるが今でもそうか。平成19年度から試行採用して4年目と、かなりの期間を経過し

ていることもあり、例えば一般競争入札の全てに導入とか基準を定める時期にあると思う。ただし、談合できないとされていた総合評価方式であるが、先日の新聞で総合評価方式においても談合が執り行われ、公取から課徴金が命じられたとの記事が掲載されたので、総合評価であることが必ずしも良いというわけではないが。

事務局：埼玉県的制度を利用している立場にあること、総合評価方式を採用する本数が、発注スケジュール的に限定されてしまうことなどから、現時点では、本格導入は困難であると考えています。

委員：事前に総合評価方式の配点を参加者が知ることができるのか。

事務局：配点は入札公告において公開していますので、ある程度は自社の得点を予想できると思われます。

委員：総合評価方式の技術提案型は工程管理、品質管理において意欲的に施工できるというメリットがあると思われる。今後の本格的に導入する場合はそのことを踏まえて検討していただきたい。

委員：事案④の入札結果を見ると、各社の入札価格に差が生じていないが、本工事はそういう結果となる内容の工事なのか。

担当課：本工事は電気工事として内容がそれほど特殊なものではなく、業者からの見積りと埼玉県単価に基づき設計積算しています。落札率は99.01%と高いですが、請負率は93.99%となっています。落札者の応札価格と最高価格で応札している業者との価格差約35万円の範囲で8社が応札していますので、市の設計価格と市場価格が近かったための結果であったのではないかと思います。

委員：事案⑤の塗装工事は落札率が52%とあまりに低い。資料1の指名競争入札の結果を落札率の低い順から見ると、塗装工事が何件かある。これは、塗装工事の設計に対する考え方に問題があるのではないか。

担当課：設計は県単価等を使用して積算しています。業者が提出する入札金額見積内訳書を見ると、直接工事費ではない経費を最小限に見込んでいます。

委員：企業努力であっても、こうした実態から設計の段階で工夫の余地があるのではないか。塗装工事の設計において、県と市で異なる部分はあるか。

担当課：工事の条件が異なるので、一概には言えませんが、本市の塗装工事でも条件により幅が出ることがあります。

委員：請負額が設計金額の半分というのはやはり設計に問題があるのではないか。

担当課：塗装工事の多くが、他の工事と異なり、他業種への下請けを含まず直営施工出来る専門工事であることから、経費の削減が可能であると思われます。設計段階でそのように特化している部分を組み入れることは困難です。

委員：事案⑥は、当該受注業者以外の者への発注が無理であることを理由として随意契約したものであるが、そうした事例は他にあるか。

事務局：市長部局においては、資料1に記載する随意契約した4件の全てが、地方自

治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、いわゆる特命による随意契約になります。

委員：事案⑦の指名業者設定理由に『過去の指名、受注実績を勘案した』とあるが新規参入は難しいのか。

事務局：地質調査は、年間通しても発注する件数が少なく、また市内本店業者もないことから過去の実績を重視しました。

委員：数少ない発注案件において、ピックアップすることは相反していないか。

事務局：地質調査に登録する業者は100社を超え、それらの多くが埼玉県内に本店又は支店があるため、指名要件は過去の実績が適当であろうと判断しました。

委員：その結果、落札率が100%となっている。新規参入の必要性も考慮すべきと考える。

委員：事案⑩の工事は緊急対応を理由にした随意契約であるが、応急措置の部分を含み、かつ工事もするという内容の工事なのか。いつ完成したのか。

担当課：応急措置から、機器の製作、設置までの工事になります。機器の製作に約4ヶ月かかることから2月末までの契約としましたが、12月中に機器が完成し、取付工事も完了し、近日検査することになっています。

委員：事案⑩、随意契約理由に『緊急対応が可能で、現場を熟知している』とはどういう意味か。

担当課：当該業者は、浄水場にある主要な関連機器を設置し、現在保守点検業務も受託している業者です。水道水の供給に支障が生じることから、当該業者であれば緊急対応が可能であると判断し、特命にて随意契約したものです。

以上で抽出事案に関する審議を終了した。